**●　移譲希望者登録要件**

1. 概ね年間を通じて農業を営み、農業生産による農畜産物の販売収入のある者で、後継者

がおらず、今後５年以内に経営を中止する意向があること。

1. 関係機関等で構成する経営継承コーディネートチームが設置されていること。
2. 農業経営を第三者に移譲する意思があること。
3. 継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウの習得のための指導を適切に行い、後継

者として育成する意志と能力を備えていること。

1. 継承希望者に対して、必要な時期に資産や負債の状況を含めた経営状況を積極的に開示

する意志があること。

1. 継承後の経営が順調に営まれるように必要な助言を行い、販売先や屋号、信用といった

無形資産の継承を行う意志があること。

1. 過去に､雇用および研修に関して､法令違反等のトラブルがないこと。ただし、是正され

１年を経過した場合を除く。

1. 認定農業者又は認定新規就農者であること。認定農業者等でない場合は、継承する経営

内容が専業経営として生計を立てられる規模であること。

1. 家族の同意と地域農業者の合意形成が図られていること。
2. 経営継承に関する調査に協力すること。

・

**●　移譲希望者登録手続き**

1. 移譲希望者は、家族の同意及び地域農業者の合意形成を図る。

　　　　　　　　↓

1. 移譲希望者はＪＡ又は市町村担当者等と移譲希望登録について相談・協議。

　　　　　　　　↓

1. 関係機関等で構成するコーディネートチームを設置する。

　　　　　　　　↓

1. 地域担い手育成センターは、(公財)北海道農業公社担当者に登録手続きについて

事前連絡。(登録申込様式を地域担い手育成センターにメール送信)

　　　　　　　　↓

1. 移譲希望者は関係機関の協力を受けて、登録申込書を作成し、地域担い手育成センター

を経由して(公財)北海道農業公社に提出。

　　　　　　　　↓

1. (公財)北海道農業公社は申込書受理後**審査**し登録。登録後移譲希望者情報はホームペー

ジ「北海道で農業をはじめる」サイトに掲載。

(登録期間は１～２年間で再登録も可)